

兵庫県福祉サービス第三者評価
評価結果報告書

施設名 : 宍粟市立 戸原保育所
(保育所)

評価実施期間 2017年7月4日 ~ 2018年3月31日

実地(訪問)調査日 2017年9月26日

2018年1月29日

特定非営利活動法人
播磨地域福祉サービス第三者評価機構

様式第1号

兵庫県福祉サービス第三者評価の結果

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 播磨地域福祉サービス第三者評価機構

②施設・事業所情報

名称： 宍粟市立戸原保育所		種別：公立保育所		
代表者氏名：国重 久美		定員（利用人数）：	60名	
所在地：〒671-2535 兵庫県宍粟市山崎町宇原 322-2				
TEL 0790-62-1576	E-mail toharahoikusyo@city.shiso.lg.jp			
【施設・事業所の概要】				
開設年月日：昭和29年11月1日				
経営法人・設置主体（法人名）：宍粟市				
職員数	常勤職員：	8名	非常勤職員：	5名
専門職員	(専門職の名称)			
	所長	1名	栄養士	(1)名
	保育士	9(3)名		
	調理員	2(1)名		
施設・設備の概要	職員室	1室	教材庫	1室
	保育室	4室	トイレ	2か所
	調理室	1室	倉庫	2か所

③理念・基本方針

- ・自己を十分に発揮しながら活動できるように支援し、心身ともに健全な発達を図る。
- ・親子が様々な絵本と出会う場を設け、家庭での読み聞かせの大切さを啓発していく。
- ・子ども一人一人の発達を把握しながら、乳幼児期にふさわしい環境づくりに努める。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・安心して過ごせる環境を作る。
- ・異年齢で関わる時間を多く持てる工夫をする。
- ・親子貸し出し絵本を実施する。
- ・地域の豊かな自然や人と触れ合う機会を持つ。

⑤第三者評価の受信状況

評価実施期間	平成29年7月4日（契約日）～ 平成30年3月31日（評価結果確定日）
受審回数 （前回の受審時期）	初回（平成 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

- **公立保育所の連携により宍粟市全体の保育の仕組みの構築に努められています。**
行政として、現状分析によって宍粟市全体での課題や問題点を明らかにし、所長会を中心に宍粟市全体で、改善の取組を進めています。具体的には、職員の研修計画や各種マニュアルの整備などの検討が進められ、保育の質の向上に努めています。職員の移動が想定される公立保育所として有効な方法であると感じました。
- **地域住民を含む関係者評価を基に地域との連携による保育の質の向上が図られています。**
保育士による自己評価とともに、地域住民を含む関係者評価を実施し、それに基づいて、振り返りが行われ、保育の質の向上に取り組んでいます。また、子育てひろば事業や山崎南通学校区パートナーシップ連携推進事業など、地域との交流や連携を通して、保育の質の向上が図られています。
- **地域資源をはじめ自然環境を通して行う保育が実践されています。**
季節の花木、野菜、昆虫、水生生物に触れる機会が多く、高齢者事業所訪問や小学校との日常的な交流など、自然豊かな環境や地域を受け入れ、そこからの学びと体験を活かした保育の実践が行われています。

◇改善を求められる点

- **各保育所独自の中・長期事業計画を明確にし、体系的な事業運営の仕組みづくりが望まれます。**
社会の動向、組織の状況、利用者や地域のニーズ等の変化に対応するためには、宍粟市の計画だけではなく、それぞれの保育所の視点に立った中・長期計画が必要となってきます。今後は、利用者の状況や事業所運営における様々な側面を踏まえ、これからの事業に対して、各保育所独自の実施する福祉サービスの内容、組織体系、設備の整備、職員人材育成等を具体的に示した事業計画の策定が必要であると思われます。
- **保育や業務の評価から見直しに至るまでの手順を明確にし、PDCAサイクルを確立していくことが重要です。**
昨今、人材育成をはじめ、基本的な保育運営マニュアルの整備や保育記録の見直し等、業務の改善が図られており、多様な事業が展開されていることがうかがえます。今後は、多様な業務についての評価から見直しに至るまでの手順を明確にすることによって、PDCAサイクルを確立していくことが重要です。
- **マニュアルをはじめ、保育に関する情報を保育所内の全職員で共有していくことが重要です。**
保育運営マニュアルや保育過程によって、保育の目的やねらいを明確にし、ベースとなる保育方針を確立していますが、その周知と活用については、十分な仕組みが確立していません。今後は、業務水準の確保や継続的・安定的にサービス水準を保つために、基本的な保育の標準化について、具体的な保育場面での実施方法を文書化し、非常勤保育士をはじめ全職員に周知し、共有していくことが大切です。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

- ・第三者に保育所運営や保育内容について評価していただくことで、今まで気づくことができていなかった部分に向け、職員で話し合い改善に向けて取り組むきっかけとなった。
- ・子供たちと保護者の方々の立場に立った保育所をこれからも一層目指すためにも、公立の施設としての仕組みをより確立し、それを全職員で共有していくことの大切さを改めて感じた。

⑧各評価項目に係る第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・(b)・c
<コメント> ○ 保育所要覧や保育家庭の冊子に理念として保育目標、保育の方針が掲げられ、職員会議等で職員に確認しています。保護者会総会において、保育所要覧を用いて保護者に保育所の取組みを説明されています。 ○ 今後は、戸原保育所の使命や考え方を職員間で共有するとともに、保育方針が職員の行動規範となるような具体的な内容として周知する取組が望まれます。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・(b)・c
<コメント> ○ 「宍粟市地域福祉計画」において社会福祉事業全体の動向を把握し、保育所の所長会で地域福祉計画に基づいて内容説明が行われています。 ○ 利用者に関するデータを収集し、地域の特徴や保育所の課題・分析をすることにより、経営環境に適切に対応する取組が望まれます。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・(b)・c
<コメント> ○ 宍粟市総合計画に基づいて市の教育委員会主導にて、組織体制や人育成など、経営課題を明確にし、取り組まれています。 ○ 経営状況や課題について職員全体に説明を行い、保育所内で、更に改善に向けた具体的な取組に期待します。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-①中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「宍粟の子ども生き生きプラン」及び「宍粟市幼保一元化計画」に宍粟市としての中・長期的なビジョンと計画を明らかにされています。また、本計画は、所長会の意見をもとに、作成や見直しが行われています。 ○ 今後は、宍粟市の計画をもとに、保育所独自の中・長期的なビジョンを明確にしていくことを期待します。 		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所では、「宍粟の教育」の内容に沿って、職員参画のもと単年度の事業計画が策定されており、関係者評価シートにより、数値化や見直しが図られています。 ○ 今後は、宍粟市としての中・長期的なビジョンや計画との関係性を明らかにしていくことが期待されます。 		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 宍粟市の計画は、毎月行われる所長会議において、実施状況が検討・評価され、それに基づいて翌年度の計画に活かされています。また、保育所における事業計画（保育課程）は、自己評価、関係者評価により改善点を分析し、職員会議の検討を経て、予算・計画に反映されています。 ○ 今後は、事業計画の実施状況の把握にあたって、あらかじめ定められた手順に基づいて行われる仕組みを検討されることが望まれます。 		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今年度の重点的な取り組みについて、保育所要覧を作成し、保護者会役員会、総会にて説明されています。 ○ 今後は、宍粟市並びに保育所の事業計画について、写真や表を用いたり、分かり易い言葉を使用するなど、さらに保護者等に分かりやすく説明していくことが望まれます。 		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自己評価を年に1度行い、振り返りが行われ、次年度に向けた取り組みが行われています。また今回、初めて第三者評価を受審し、質の向上に向けた取組が行われています。 ○ 今後は、定期的な第三者評価を行うことによって、保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能していくことを期待します。 		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 評価結果に基づく課題を文章化し、振り返りを行い、個人目標を立てることによって、取り組むべき課題を明確にしています。 ○ 自己評価や第三者評価受審の取組を活かし、評価結果にもとづいて改善の取組を計画的に行っていくことを期待します。 		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 園長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職務分掌で、所長の役割と責任について記載されており、有事の役割と責任は市の規則に明記されています。保育所だよりで、所長の役割について表明されており、周知が図られています。 		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所長は、公務員として関係法令研修の参加などを通じて遵守すべき法令の把握に努められていることがうかがえます。年2回、コンプライアンス強化月間を設定し、全職員が自己点検を行われています。 ○ 今後は、所長は幅広い分野に於いて遵守する法令等を把握し、更に職員研修や勉強会の実施により、理解を深める取組が望まれます。 		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所長は、日々の状況を踏まえて、保育の質の向上に関し、関係者評価を活用し、職員の意見を取り入れながら指導力を発揮していることがうかがえます。 ○ 今後は、定期的、継続的な改善に関する検討を行う、具体的な保育の質の改善に向けた組織体制づくりが望まれます。 		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所長は、宍粟市教育委員会の教育部、こども未来課の指導に基づき、与えられた人員配置で行っています。職員会議等において職員と話し合い、働きやすい環境整備に取り組まれています。 ○ 今後は、更に経営の改善や業務改善の活動にも取り組まれることが望まれます。 		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 宍粟市教育委員会による福祉人材の確保、育成計画、人事管理の体制が整備されており、方針・計画に基づいて人材育成の実施が行われています。 ○ 今後は、保育所としても、効果的な福祉人材確保等を実施する取組に期待します。 		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「期待する職員像」は基本方針に明記され、人事評価制度を用いて取り組まれています。宍粟市教育委員会で評価が行われています。 ○ 今後は、保育所として、自ら将来の姿を描くことが出来る、総合的な人事管理の仕組みの実施に期待します。 		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市教育委員会による福祉人材確保、育成に関する方針に沿って取り組まれています。職員の健康診断の際にストレスチェックを行っており、職員に結果を通知し、産業医や保健師が担当するなど、心身ともに健康・安全に努めていることがうかがえます。 ○ 今後は、福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組に期待します。 		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年度初めに所長から「期待する職員像」が職員に伝達され、今年度より個人目標設定シートにより個々のレベルに応じた目標を設定し、達成状況など面談を行い確認する取組が進められています。 ○ 今後は、これらの職員の育成に関する仕組みが定着していくことに期待します。 		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の研修参加については人事での昇格等に係るため、市の組織全体で把握されています。職員の研修計画を策定され、それをもとに教育・研修が実施されています。また、研修計画は、所長会で評価を行っています。 ○ 今後は、パート保育士も含めた研修のカリキュラム化や内容の見直しが望まれます。 		

19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・(b)・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 宍粟市教育委員会を中心に、職員の経験や習熟度に配慮し、テーマ別、職種別の知識・技術向上に向けた研修を計画し、実施しています。 ○ 今後は、職員一人ひとりの技術水準、専門資格の所得状況等を把握する取組が望まれます。 		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・(b)・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実習生の育成に係る基本姿勢は、基本マニュアルに明記され、こども未来課を通じて受け入れが行われています。 ○ 今後は、実習指導者への研修や実習生の保育に係る専門職の研修・育成についてのマニュアル整備が望まれます。 		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・(b)・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市のホームページにて、理念、方針、保育内容等が公開されています。各地域の会合において、子ども・子育て支援事業計画等を説明する機会もあることがうかがえました。 ○ 今後は、第三者評価の受診結果や苦情・相談の内容にもとづく改善や対応状況について公表し、明確にしていくことが重要です。 		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・(b)・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 宍粟市の教育委員会としての経理、取引に関するルールが適用されており、職員等に周知されていますが、保育所においてチェックする取り組みは確認出来ませんでした。今後は、透明性を確保するためのチェックする仕組みを明確にしていくことが重要です。 		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・(b)・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 宍粟市教育委員会として地域との関わり方について基本的な方針が示されており、戸原地区役員協議会、生涯学習推進協議会において、地域と子どもの交流計画を確認し実践されています。 ○ また、福祉施設訪問・地域事業所との交流・高齢者との交流等を保育所行事に取り入れたり、隣接する小学校の運動会に参加するなど、地域との交流が行われています。 		

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・ ① ・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア受け入れに関する基本姿勢を明文化された、ボランティア受け入れに関するマニュアルが整備されています。また、中学校のトライやる等を受け入れ、学校教育に協力していることがうかがえました。 ○ 今後は、ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援が行われることを期待します。 		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・ ① ・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内の病院、医院などの医療機関、子育て支援センター、警察、小・中学校などをリストアップし、連絡先を一覧にし、職員間で共有されています。 ○ 今後は、関係機関・団体と定期的な連絡会等を開催する中で、当保育所主導により解決に向けて具体的な取組に期待します。 		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a・ ① ・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 園庭を開放し、未就園児を対象とした「子育て広場」を開催するなど、専門性や特性を生かした地域貢献に努められています。 ○ 更に事業所として、地域ニーズに合った街づくりや地域活性化に参画するなどの取組に期待します。 		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・ ① ・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民生・児童委員懇談会や山崎南中校区パートナーシップ推進協議会に参加し、地域の情報や福祉ニーズの把握に努めています。 ○ 今後は、保育所のある地域に必要な社会資源や福祉ニーズを整理され、それに基づいた地域貢献に関わる活動の実施に期待します。 		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 理念・基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示され、一人ひとりの人権を尊重した保育が行われています。 ○ 今後は、子どもの人権配慮に関しての定期的な状況把握・評価をするとともに、子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で研修していくことを期待します。 		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どものプライバシー保護に関する規定・マニュアルに沿って、権利擁護に配慮した保育が行われています。 ○ 今後は、子ども・保護者に対して、プライバシー保護等の権利擁護の関する取組を周知することが重要です。 		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-①利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a ・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 理念や保育方針・目標が明記された案内資料を市役所に設置することによって、必要な情報を提供しています。また、利用希望者には見学会を実施し、丁寧な説明に努めていることがうかがえました。 ○ 今後は、保育所に案内資料を設置するなど、さらにわかりやすい情報提供に努められることを期待します。 		
031	Ⅲ-1-(2)-②保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育の開始及び保育内容の変更時は、入園のしおりや重要事項説明書を利用し十分な説明を行い、同意を得ています。また、変更の際は再度その内容が記された申請書を出してもらうことによって確認を行っています。 ○ 今後は、視覚や聴覚に障害がある方、外国人の保護者への対応について、ルール化され、職員全体で検討していくことを期待します。 		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・ <input checked="" type="radio"/> c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 宍粟市教育委員会、こども未来課で事務手続きが行われ、利用が終了した後も保育の継続性に配慮した取組が行われています。 ○ 質の向上のため、相談対応手順や利用終了後も相談できる相談者・窓口をより明確にしていくことを期待します。 		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・ <input checked="" type="radio"/> b・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 満足度調査を年1回行い、登園・退園時をはじめ、クラス懇談会や家庭訪問により、子どもの様子、園に対する要望等を聞く取組がなされています。 ○ 今後は、利用者満足について把握した結果を、分析・検討等、具体的な仕組み作りが望まれます。 		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・ <input checked="" type="radio"/> b・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 苦情解決の体制は、保育所内に設置はされていないが、市全体の仕組みとして機能されています。苦情に関する対応マニュアルを整備され、保護者からの苦情はこども未来課で受けることが多く、所長会でこども未来課からの報告を受けて、質の向上に向けた取り組みが行われています。 ○ 今後は、複数の相談窓口の記載を行うとともに、苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、さらに苦情や意見・要望が保護者より出しやすい工夫が望まれます。 		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・b・ <input checked="" type="radio"/> c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重要事項説明書に相談・苦情受付の窓口については記載がありますが、分かり易い説明に至ってはございませんし、意見を述べやすいスペースの確保に至っては設けられていません。 ○ 今後は、園内に相談先や相談方法について掲示するとともに、意見を述べやすい環境を整備していくことを期待します。 		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・ <input checked="" type="radio"/> b・c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 送迎時など、保護者からの相談や意見に傾聴するように取り組まれ、電話などでも対応するとともに、日ごろからのコミュニケーションをとることで、保護者からの意見や要望が述べやすい環境を整備しています。 ○ 今後は、意見提案（苦情）に関する対応マニュアルを整備し、記録の方法や報告の手順等を定め、アンケートの実施等、更に保護者の意見を積極的に把握する取組を明確にしていくことを期待します。 		

Ⅲ-1-(5)安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・ (b) ・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所長をリスクマネジメントの責任者として明確にされています。として、事故発生マニュアルが整備され、事故発生時の対応と安全確保の点検の方法が定められています。 ○ 今後は、収集した事例をもとに発生要因の分析を行い、今後の改善に向けた取組を明確にしていくことを期待します。 		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・ (b) ・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症予防、発生時対応については、保育所運営マニュアルの中に感染症に関するマニュアルが収められています。公立保育所部会において年に1回職員研修が行われています。感染症が流行し始めたら、ほけんだよりなどで保護者に注意喚起がなされています。 ○ 今後は、定期的に感染症等のマニュアルの見直しを行う取組に期待します。 		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	a・ (b) ・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防防災計画に災害時の対応体制が明記され、防災マニュアルを整備され、火災にとどまらず、風水害など様々な災害を想定した訓練が行われています。また、水や食糧などが備蓄されており、災害時には緊急メールシステムを利用し、全職員、保護者に連絡することが定まっています。 ○ 今後更に安否確認の方法について、すべての職員への周知を進めていくことを期待します。 		
40	Ⅲ-1-(5)-④ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知している。	a・ (b) ・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所運営マニュアルの中に食中毒に関するマニュアルを整備し、栄養士を中心に職員に研修が行われていますが記録は確認できませんでした。 ○ 今後は、行った研修については記録を残し、定期的にマニュアルを見直していくことが望まれます。 		
41	Ⅲ-1-(5)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知している。	a・ (b) ・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不審者対応マニュアルを整備し、県警ホットラインシステム導入や警察官の指導のもと、不審者を刺激せずに職員間で情報を共有できるように、不審者対応の訓練を実施しています。 ○ 今後は、定期的なマニュアルの内容を見直していく取組に期待します。 		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
42	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 提供すべき保育の標準的な実施方法として、中央市立保育所運営マニュアルにもとづき、保育課程及び年間指導計画に沿って、子ども一人ひとりの発達や状況等に応じた取組が行われています。 ○ 今後は、保育の標準的な実施方法について、具体的な保育場面での実施方法を文書化し、全職員が理解していくことが重要です。 		
43	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・(c)
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 具体的な保育の実践については、保育士の自己評価及び関係者評価により、定期的に検証、見直しが行われています。 ○ 具体的な保育場面での標準的な実施方法の確立については、これからの取り組みであり、標準的な実施方法の見直しについて仕組みを構築していくことを期待します。 		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
44	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指導計画は策定の責任者は所長が担っており、クラス担任が策定されています。支援困難ケースや配慮が必要な子供に対しては、担当保健師と連携しながら指導計画を策定し、計画に基づいて保育が行われています。 ○ 今後は、アセスメントに保護者の意向を把握し、個別の指導計画の中に、子どもと保護者等の具体的なニーズを明示するなど、手順や仕組みを定める取組が望まれます。 		
45	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎月行われる職員会議で、指導計画の振り返りや検討が行われ、担当職員が次月の計画作成に繋がっています。 ○ 今後は、緊急に指導計画を変更する仕組みの整備や、指導計画の見直しに当たって、ニーズに対する保育の成果や課題を明確にする取組が必要です。 		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
46	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・(b)・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育日誌や個人別の保育経過記録で、保育の実施状況を記録されています。朝礼時や、職員会議において、保育所内の情報等を職員間で共有されています。 ○ 経過記録の内容が、個別の指導計画に基づいて、保育が行われていることは確認できませんでしたので、今後は、計画に沿ってどのような保育が実施され、結果としてどう推移したのかを具体的に記録されることが望まれます。 		

47	Ⅲ-2-(3)-②子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・ b ・c
<p>＜コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 宍粟市個人情報保護条例の文書管理規定により、子どもの記録の保管、保存等情報提供に関する規定が定めており、コンプライアンスチェックを年2回行い、個人情報保護に市を挙げて努められています。 ○ 今後は、記録や情報に関して、不適正な利用や漏えいがあった場合の対応方法について、職員への周知を図るとともに、文書管理規定の内容や記録の管理について、事業所内研修の充実が求められます。 		

評価対象A 実施する福祉サービスの内容

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・Ⓐ・c
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	Ⓐ・b・c
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	Ⓐ・b・c
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	Ⓐ・b・c
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・Ⓐ・c
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・Ⓐ・c
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・Ⓐ・c
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	Ⓐ・b・c
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・Ⓐ・c
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・Ⓐ・c
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	Ⓐ・b・c
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	Ⓐ・b・c
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・Ⓐ・c

特記事項

- 自然が豊かな環境を通じて野菜や草花、季節の果木、昆虫、水生生物などに触れ合う機会が多く、散歩や近隣の高齢者事業所、小学校との日ごろからの交流、サクランボ会への訪問など、環境や地域のありのままを受け入れ、そこからの学びを活かした保育の実践が行われています。
- 食事に関しては、テーブル、いすの高さ、アレルギーに対応した食事やテーブル配置、発達に応じた食器に配慮されています。苦手な物が食べられる様に、調理に工夫するだけでなく、野菜に名前を付けたり、完食したら、ピカピカ賞を与えるなど食育を重視した取組の工夫がなされています。
- 今後は、障害や家庭環境によって、特別な配慮や支援が必要な子供の保育について、障害に応じた環境整備に配慮し、カリキュラムや取組を明確にしていくことを期待します。

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・ (b) ・c
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・ (b) ・c
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	(a) ・b・c

特記事項

- 日常的には、子どもの送迎時や連絡帳を活用して、定期的には、個人懇談や参観日を利用して、家庭との連携が図られています。
- 保護者が安心して子育てができるよう支援として、早朝保育や延長保育、一時預かりを実施しています。
- 児童虐待防止マニュアルとして児童虐待ハンドブックを整備し、職員研修が行われています。気になるケースがある場合は、個人懇談や連絡帳で家庭との連携を積極的にとることで、虐待の早期発見、予防に努めています。また、疑いのある場合には市の保健師が個別で面接を行うなど、虐待予防の体制が整っています。
- 今後は、子どもの保育に関するだけでなく、家庭事情も含めた子育て支援の相談を充実させていくことを期待します。

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	㉑・b・c

特記事項

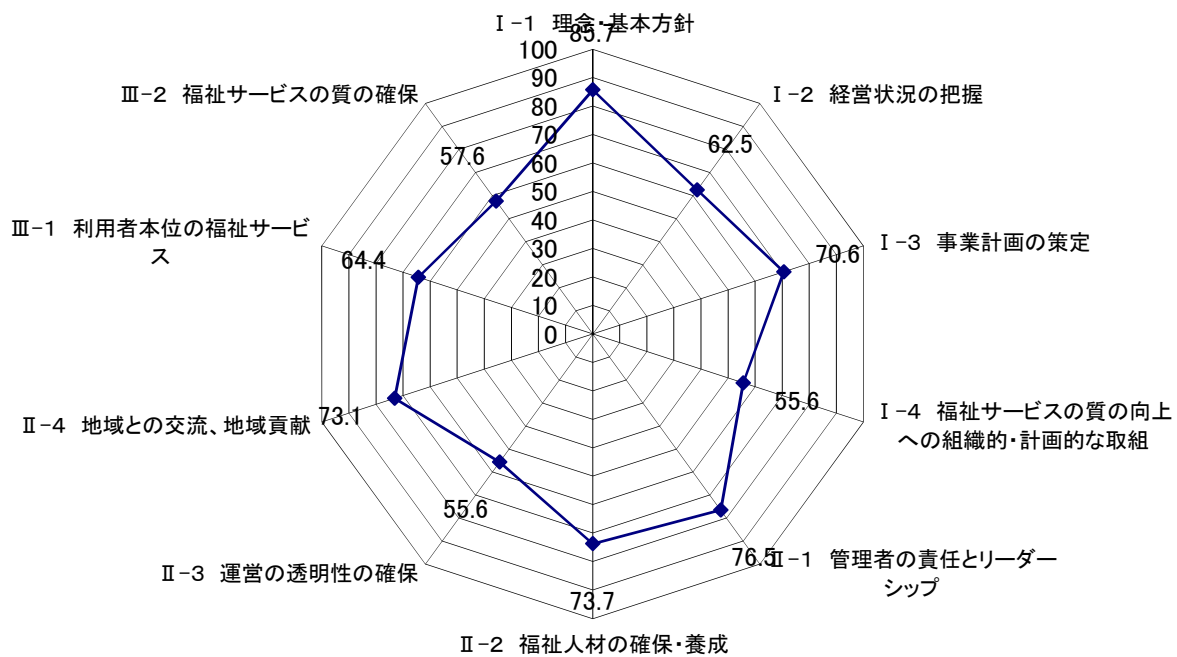
- 年1回、職員の自己評価シートで、個々の自己評価が行われ、集計、分析をし、その結果も併せて、年1回、関係者評価を受けられています。そこで課題があげられ、保育実践の改善や専門性の向上を図られています。
- 保育士の自己評価の分析・結果を保育所全体の保育実践の振り返りにつなげて、保育の質の向上に取り組まれています。

各評価項目に係る評価結果グラフ

I～III 達成度

	判断基準		達成率(%)
	基準数	達成数	
I-1 理念・基本方針	7	6	85.7
I-2 経営状況の把握	8	5	62.5
I-3 事業計画の策定	17	12	70.6
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	9	5	55.6
II-1 管理者の責任とリーダーシップ	17	13	76.5
II-2 福祉人材の確保・養成	38	28	73.7
II-3 運営の透明性の確保	9	5	55.6
II-4 地域との交流、地域貢献	26	19	73.1
III-1 利用者本位の福祉サービス	73	47	64.4
III-2 福祉サービスの質の確保	33	19	57.6
I～III合計	237	159	67.1

I～III 達成度



A 達成度

	判断基準		達成率(%)
	基準数	達成数	
1-(1) 保育課程の編成	5	5	100.0
1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	64	55	85.9
1-(3) 健康管理	17	13	76.5
1-(4) 食事	15	13	86.7
2-(1) 家庭との緊密な関係	4	3	75.0
2-(2) 保護者等の支援	13	10	76.9
3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)	6	6	100.0
A合計	124	105	84.7
総合計	361	264	73.1

